

寝屋川市地域公共交通協議会事務局規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、寝屋川市地域公共交通協議会規約第 15 条第 4 項の規定に基づき、寝屋川市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の資料作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

(職員等)

第 3 条 事務局長は、寝屋川市まちづくり推進部交通政策課長をもって充てる。

2 事務局員は、寝屋川市まちづくり推進部交通政策課の職員をもって充てる。

(事務の決裁)

第 4 条 協議会の事務は、すべて会長の決裁を得なければ執行することができない。ただし、事務局長は、次条に定めるところにより、事務の一部を専決することができる。

(事務局長の専決事項)

第 5 条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りではない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品の購入及びその他協議会運営に必要な軽易な契約の締結に関すること。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

(文書の取扱い)

第 6 条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存及びその他文書に関し必要な事項は、寝屋川市において定められている文書の取扱いの例による。

(公印の取扱い)

第7条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、寸法、書体、使用区分、個数及び公印管理者は、別表のとおりとする。

2 協議会の公印の保管、取扱い等は、寝屋川市において定められている公印の取扱いの例による。

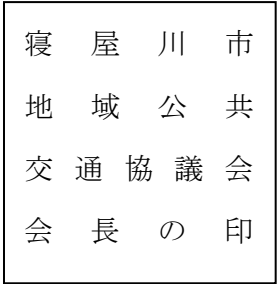
(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

名称	形状	寸法 ミリ	書体	使用区分	個数	公印管理者
寝屋川市 地域公共交通協議会 会長の印	 The image shows a square seal with a double-line border. Inside, the text '寝屋川市 地域公共交通協議会 会長の印' is arranged in four lines, centered.	方21	てん書	会長名を もって発 する文書	1	事務局長